新潟青陵学会誌編集委員会規程

（学会誌編集）

第１条　新潟青陵学会誌の編集に関しては、新潟青陵学会（以下、「学会」という。）会則によるほか、この規程の定めるところによる。

（編集委員会）

第２条　編集委員会は、学会会則第18条第２項の規定によって選出された編集委員長が、学会役員および学会正会員のうちから委嘱した若干人によって構成する。

２　編集委員会の委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

３　編集委員が本誌に投稿する場合、編集委員長は当該号に限り、臨時編集委員を委嘱することができる。

（投稿資格）

第３条 学会誌への投稿者は、学会の正会員に限る。ただし、学会役員会が承認する場合には、正会員以外の投稿資格を認めることがある。

（投稿手続）

第４条　学会誌への投稿手続は、「新潟青陵学会投稿および編集に関する規程」（以下、「投稿・編集規程」という。）の定めるところによる。

（編集手続）

第５条　編集委員会は、投稿原稿を審査に付し査読を行って、その掲載の可否を決定する。

２　投稿論文の編集手続は、投稿・編集規程の定めるところによる。

（規程の改正）

第６条　この規程の改正は、学会役員会の議を経なければならない。

附　　則

この規程は、平成20年12月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成21年６月１日から施行する。

附　　則

この規程は、2022年10月20日から施行する。

附　　則

この規程は、2026年10月27日から施行する。